

平成30年8月30日

入庁時の所持品検査の実施等について（お知らせ）

横浜地方裁判所

横浜地方裁判所，横浜簡易裁判所，横浜第一検察審査会，横浜第二検察審査会及び横浜第三検察審査会の庁舎（以下「本庁舎」といいます。）においては，来庁者の皆様の安全確保のため，平成30年3月1日から，出入口を「日本大通り」側に限定し，入庁時にゲート式の金属探知機等を用いた所持品検査を実施しております。

つきましては，本庁舎を御利用の際には，お時間に余裕を持ってお越しいただきますようお願いいたします。

なお，閉鎖しておりました「みなと大通り」側につきましては，9月3日から，出口専用として開放することになりました（「日本大通り」側の態勢に変更はありません。）

おって，「みなと大通り」側の駐車場については御利用いただくことができますが，入庁される際に「日本大通り」側の出入口を御利用いただくこととなります（下図の点線を御参照ください。なお，駐車場の台数に限りがございますので，できる限り公共交通機関を御利用ください。）。

本庁舎を御利用される皆様には，大変御不便をお掛けし申し訳ありませんが，御理解，御協力いただきますようお願い申し上げます。

